

〒160-0051 東京都新宿区西早稲田 2-3-18 日本キリスト教会館 52 号室 RAIK 内

電話 (03) 3203-7575 FAX (03) 3202-4977 E-mail: raik@kccj.jp

郵便振替: 00190-4-119379 口座名称: 外キ協

ホームページ: <http://www.gaikikyo.jp>

### ≪2023 年 / 第 37 回全国集会メッセージ≫

## 「分からない」を抱えて

(マルコによる福音書 7 章 24~30 節)

●長尾有起 (日本基督教団牧師)

みなさん、こんばんは。わたしは長尾有起と申します。日本基督教団の牧師で、2015 年から 2022 年までの 7 年間、韓国でミッションコワーカー（いわゆる「宣教師」）として働いてきました。今日はその韓国で経験したことをいくつかお話ししたいと思います。

ただ、わたしの経験を語る前に、わたしの性格についてちょっとお話ししてみたいと思います。今日はわたしの友人もたくさん参加してくれていて、嬉しいのと、恥ずかしいのと半々なのですが、今日司式をしてくださっている森小百合さんは、もう 10 年以上の付き合いになります。森さんにちょっと聞いてみたいと思います。森さん、わたしについて質問したいのですが、わたし（長尾）は「コミュカ」が高いと思いますか？（「高い」という答が森さんから出る。）

\*\*\*

コミュニケーション能力のことを略して「コミュカ」と言うのですが、そのコミュカがどうやら、わたしは高いほうらしいんですね。もう少し説明しますと、人見知りをしないで、誰とでも話すというようなことが得意なほうです。わたしは初対面の人と出会ったときに、何かしらその人とわたしとの共通項を見つけて、一緒に盛り上がるような話題を探

します。どういう場所で出会うかによっても、もちろん違いますが、当たり障りのないお天気の話などから始めて、お休みのときは何なさってるんですか？ などと聞いたりします。映画だとか、音楽だとか、旅行だというような話が出れば、「あ、わたしもけっこう映画好きなんですよ。何か最近見て面白かったのありますか？」というような感じで話が続くわけです。あるいは、「休みの日は家で寝てるばかりで」というような答が返ってくれば、「分かります〜、わたしも最近疲れがたまってる、寝てる時が一番幸せなんですよ〜」みたいな感じでお話ししたりします。

そういうとき、わたしがよく言ってしまうのが、今言った「分かります〜」「ですよ〜」というような言葉です。「あなたもそうなんですよ、わたしもです」と表明することで、仲間意識が生まれるというか、わたしたち一緒ですなって言うことで、とりあえずちょっと親しくなれるのかなと思います。

\*\*\*

ただ、この「分かります」というのが全く通用しない相手やシチュエーションも、当然あるわけです。そのことについて印象的だった経験、韓国での経験を少しお話しします。

わたしは国籍もルーツとしても日本人なので、韓

国では「外国人」でした。ただ、その「分かる」が通用しなかった経験というのは、外国人であるわたしと、韓国の人たちとの間で経験したカルチャーショックというわけではありません。外国人であるわたしと、ある意味で同じ、別な国から来て韓国で暮らしている外国人との間に起こりました。

韓国で暮らし初めて3年目か4年目の夏の夜のことでした。住んでいたアパートの隣にあるコンビニに飲み物を買に行き、そのままちょっと夕涼みしようと思い、外に置いてあるベンチに座りました。そこは公園と言うには小さい、駐車場の一角に丸くベンチが置いてある、少し休めるようになっている空間でした。

わたしが当時住んでいた地域は、ロシアやウズベキスタンから出稼ぎに来ている人たちがたくさん住んでいる地域だったのですが、そのときわたしが座ったベンチの向かい側にも、スラヴ語で話している男性たちが数人座っていて、そこでスイカを食べていました。わたしがいいな〜と物欲しそうに見ていたんでしょ。わたしにもスイカを一切れくれたんですね。一緒に食べながら、少しお話をしました。わたしたちの共通語は、韓国語です。お互い拙い韓国語でどこから来たのか聞き合いました。ロシアのハバロフスクと、ウズベキスタンから来たとのことでした。そこでわたしも、自分は韓国人ではなく日本人だと伝えました。すると突然「仕事は大丈夫か」「社長はちゃんと給料をくれるか」とわたしのことを心配しはじめたのです。つまりそのぐらい、かれらの生活は楽なものではなかったということです。外国人労働者として、低い賃金で、きつい仕事をさせられていたのだと思います。そのような中で、かれらは、わたしのことを<同じ外国人>として見てくれて、心配してくれたのでした。

\*\*\*

もう一つ別のエピソードをお話します。韓国の親しい牧師の中に、フィリピンから韓国に来ている移住労働者たちのために教会を作った方がいます。教会員の8割以上がフィリピンの方です。あるとき、その牧師からフィリピンの人たちのためのパーティーのようなことをするから参加しないかと言われました。わたしはときどき、このフィリピンコミュニティに出入りし、仲間に入れてもらっていたので、もちろん行くと答えたのですが、よく聞いてみると、そのフィリピンコミュニティにいるひとたちの7割ぐらいは未登録の方々なのですが、その中で、韓国

に来て30年経った人が5人いるから、その人たちのための慰労会をするのだということでした。その方々は30年間、1度もフィリピンに帰ることなく、家族に仕送りをするために韓国ですっと仕事をしてきました。せめてこの慰労会にフィリピンから家族を呼びたかったのですが、コロナのためにそれも適いませんでした。

慰労会で聞いた話の中で、コロナになってから、出入国管理センターの監視の目が緩くなっている（当時はコロナで各国が国境を閉じていました）、自分は黙っていれば韓国人のおじさんに見えないこともないので、最近はかなり堂々と歩いているんだという話をしていた男性がいました。すごくユーモラスに語っていて、みんなも大爆笑だったのですが、その笑いはものすごくしんどい生活があるからこそ、それをユーモアに変えて昇華しているということを感じました。

わたしは確かに韓国にいるときは外国人でしたが、宣教師という身分があるので、ビザの心配をすることもなく、搾取も差別もされずに韓国で暮らしていました。もちろん外国人として、役所や銀行、携帯の手続きなどで面倒なこともありましたが、今お話ししたロシアやウズベキスタン、フィリピンの方々とわたしが置かれた状況のあまりの違いに、わたしは圧倒されました。得意の「分かります〜」が言えず、わたしたちは「同じ外国人」だと、わたしのほうからは決して言えない格差が、そこに歴然とありました。わたしたち一緒だね、同じだね、だから共に生きていこうねとは言えない現実が、そこにはあったのです。

\*\*\*

さて、今日の聖書の箇所はシリア・フェニキア出身の女性（残念ながら名前は分かりません）と、イエスのやり取りの物語です。わたしが想像するに、この外キ協の集まりでも何度か取り上げられたことがあるのではないのでしょうか。なぜなら、この話はイエスと、イエスにとって外国人である女性とが対話をする物語であるからです。

簡単に言えばこの物語の中で、イエスは初め、この女性が外国人であることを理由に、自分の娘から悪霊を追い出して欲しいという願いを拒否しました。イエスはこのように言います。「まず、子供たちに十分食べさせなければならぬ。子供たちのパンを取って、小犬にやってはいけない。」この言葉がどんな意味を持っているのか、さまざまな解釈がなされて

います。これは当時の諺を引用したものであるから、ユダヤ人以外の外国人を犬と呼ぶというような、そこまで差別的な意味は持ち合わせていないのだというような、なんとかイエスを差別者にしないための解釈もあります。わたしはこの箇所のイエスの言動は明らかな外国人差別だと思いますが、仮にこれが差別でなかったとしても、イエスがこの女性の願いを聞き入れなかったというのは事実です。

それに対し、女性はこうに返します。「主よ、しかし、食卓の下の小犬も、子供のパン屑はいただきます。」この言葉を聞いて、イエスは、福音書の中でただこの1回だけ、自分の意見を変えるのです。初めは拒否していた女性の願いを聞き、悪霊が娘から出ていきました。この女性の答を、なんと機知に富んだ賢いだろうと評する人がたくさんいます。だからこそ、イエスも納得して、女性の願いを叶えたのだと。

\*\*\*

フェミニスト神学では、聖書の中で、あるいは歴史の中で、女性たちが生き抜くためにウィットを駆使してきたと言われていています。確かに、それは事実であると思います。ただ、そのウィットは、単に言葉遊びではないことをしっかり心に留めたいとも思います。フィリピンの方がユーモラスに自分の経験を語ったのもそうです。生き抜くために、必要に駆られて、なんとか自分を守るために、ユーモアを、ウィットを使うのです。

あるいは、わたしも経験があるのですが、自分が傷ついたときにこそ、冗談めかして言うことで、自分が傷ついているということを隠すことがあります。痛みを冗談で誤魔化して、それ以上傷つくのを避ける。相手に対しての誤魔化しでもありますし、自分自身に対しての誤魔化しでもあります。そういうときは、後から自己嫌悪します。「なんであのとき、ちゃんとそれは差別だってはっきり言えなかったんだろう」と思うのです。

この女性が自己嫌悪したかどうかは分かりませんが、外国人の男性に自分の娘を助けて欲しいと必死で求める、そのことだけでも勇気がいるのに、それを自分の出自のために拒否されて、とても傷ついていたと思います。単に会話を楽しむためのウィットではなく、傷つき、痛みを覚えたとしても、それでも願いを聞き入れてもらいたいという強い思いのために、ウィットを使ったのではないのでしょうか。この言葉がどういうトーンで語られたのかは想像す

るしかありませんが、必死に頼んでいるというよりも、冗談めかして言っているのかもしれないと思いました。傷ついているからこそ、ユーモラスに語ってしまうのです。

\*\*\*

クリスチャンは、イエスに対して、何でも分かってくれる人だというイメージを持ちがちです。つらいとき、悲しいとき、どんなときでも側にいて話を聞いてくれる方。確かに相手の話に耳を傾けるひとだったと思います。わたし自身、そう思いたいという気持ちがあります。イエスの先ほどの言葉を弁護するならば、自分は、まずは自分と「同じユダヤ人」を助けようと思っていたのかなと思います。ユダヤ人としてのしんどさ、ユダヤ人としての経験、神に対する思い。その中でもさらに周縁に追いやられた同胞を助けようとした。自分とのそういった共通項のある人たちと生きようとしたのかもしれないと思いました。

ある意味で、イエスも「コミュカ」が高い人でした。初めて会った人に、人間をとる漁師にしようと話しかけたり、木に登っている男性に、今日お宅に泊まらせてくださいと言ったり。それは、「同じユダヤ人」その中でも、つらい経験をしている人という、そこで「分かる」と言えるような仲間意識があったからなのかもしれないと想像します。

しかし、イエスは圧倒的他者であるシリアフェニキア出身の女性と出会いました。「分かる～」が通じない相手だったと言えるかもしれません。それ以前に、ここではろくに共通項を探そうともせず、イエスは拒否したわけです。これはイエスの失敗であったと、わたしははっきり申し上げたいと思います。イエスに、かのじょを拒否する権利がないと言いたいわけではありません。そうではなくて、かのじょの出自を理由に断ったことが、失敗であったと思うのです。

しかしこの失敗に、女性は傷つきながらも、知恵を絞ってイエスに切り返します。そこで、先ほども言ったように、イエスはわたしたちが知り得る限りではただ1回だけ、自分の意見を変えるのです。自分の失敗に、女性が傷ついたことに、気がついたのかもしれない。イエスは答えます。新共同訳は偉そうですね。「それほど言うなら、よろしい。」そこまで言うなら、まあいいけど、と言っているようにわたしには聞こえます。ただ、ギリシア語の原文は、訳すのが難しいのですが、「あなたのこの言葉によっ

て」という意味です。あなたのこの言葉によって、悪霊は娘から出ていった。

イエスは、一度は失敗しましたが、二度目の失敗は繰り返しませんでした。あなたは外国人だけれども、わたしに従うなら、あなたの願いを聞き入れようとは言わなかったからです。この女性の言葉に触れて、かのじよの言葉をねじ曲げようとはせず、むしろその人のその言葉があるからこそ、悪霊が出て行ったのだと言いました。

また、かのじよの痛みに、安易に「分かる」ともいいませんでした。その女性と自分との共通項を積極的に探そうとしたわけでもありません。それでも、自分の考えを反転させて、かのじよとかのじよの娘が生きられるようにしたのです。

\*\*\*

わたしたちはみな同じ人間だ、だから話し合えばいつかきっと分かり合えるという考えに、多くの人が共感なさるのではないかと思います。わたしもそ

う信じたいのですが、でも分かり合えなかったときにはどうしたらいいのでしょうか。性別も、信じる神も、ライフスタイルも、年齢も、使う言語も、全部違う、共通項が見つからない。「分かる～」が使えない。仲間だと感じられないかもしれない。それでも、一緒に生きていく道があると今日の箇所イエスは示しているのではないかと思います。

互いに皆が分かりあうことのできる世界が来れば素晴らしいと思います。多文化、多民族共生が難しいこの現実には、不理解があるというのも真実だと思います。でも、分からなければ無視して、拒絶してよいのではなく、分からなかったとしても共に生きていくことのできる世界を作っていく、そのことを目指していきたいと思います。

\*本稿は今年1月27日、在日大韓基督教会川崎教会で開かれた「第37回外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト者集会」第一部礼拝のメッセージ原稿です。

## ●入管難民法の改悪案をめぐる経過と、

## 外キ協の取り組み●

- ◇1月26～27日、第37回外キ協全国協議会を在日大韓基督教会川崎教会で開催し、2023年活動計画を話し合うと共に、入管難民法の改悪に対して全力で闘うことを確認。
- ◇1月31日、各教派・団体および各地外キ連を通して全国の諸教会に、「入管難民法の改悪に反対する緊急署名」を呼びかける。
- ◇3月7日、政府は入管難民法の改定案を閣議決定し、国会に上程。この法案は、2021年に廃案となったものと、ほぼ同じ内容。外キ協が加盟する「移住者と連帯する全国ネットワーク（移住連）」およびアムネスティ・インターナショナル日本／全国難民弁護団連絡会議／日本カトリック難民移住移動者委員会／入管問題調査会／全件収容主義と闘う弁護士の会 ハマースミスの誓い／ヒューマンライツ・ナウが、共同で緊急抗議声明を出す。また、日本弁護士連合会をはじめ東京・関東・大阪・神奈川・茨城・愛知・仙台・群馬・千葉・広島・兵庫・東京第二・福岡・埼玉弁護士会から反対声明が相次ぐ。各地で弁護士有志の会によるデモがおこなわれる。
- ◇3月10日、外キ協主催「難民支援の現場から入管法を考える教会セミナー」第1回をオンラインで開催。講師

はピスカルド篤子さん（カトリック大司教区社会活動センター シナビス）。

- ◇3月15日、「STOP！長期収容」市民ネットワーク主催の緊急院内集会「人の命を危うくする、入管法改悪はもうやめてください！」が参議院議員会館講堂で開催され、外キ協は賛同団体として参加。大橋毅さん（弁護士）「難民認定制度を改善しないままに送還を進めることの課題」、児玉晃一さん（弁護士）「収容制度の抜本的な改善が行われていないことの課題」、鈴木江理子さん（国士舘大学教授）「在留特別許可制度の改善、アムネスティの必要性について」、アムネスティ・インターナショナルによる入管収容調査の結果報告に続いて、当事者の話は胸を打つものであった。会場参加150名（国会議員16名、議員秘書16名、メディア30名含む）とオンライン参加320名で合計470名が参加。
- ◇3月17日、外キ協主催「難民支援の現場から入管法を考える教会セミナー」第2回をオンラインで開催。講師は有川憲治さん（NPO法人 アルペなんみんセンター）。
- ◇3月31日、外キ協主催「難民支援の現場から入管法を考える教会セミナー」第3回をオンラインで開催。講師は渡邊さゆりさん（アトゥトゥミヤンマー）。なお、

教会セミナー全3回は『クリスチャン新聞』（4月2日・9日・16日付）が報じてくれる。

- ◇4月3日、マイノリティ宣教センター「つきいち広場」（オンライン）が始まり、日本カトリック難民移住移動者委員会の山岸素子さんが改悪案の問題点を報告。
- ◇4月13日、衆議院本会議で政府が改定案の主旨説明。夜、私たちは国会南門前で抗議のスタンディング&リレートーク、300人参加。
- ◇4月14日、衆議院法務委員会で法務省・入管庁が改定案の主旨説明したあと、野党議員との質疑。私たちは移住連の呼びかけで、国会前（衆議院第二議員会館前の歩道）で抗議のシットインを始める。各回10時スタート、法務委員会の審議終了時まで。関東地区の教会の仲間が手製のポラカードを持って駆けつけてくれる。12時から市民団体・教会関係団体・労組、弁護士・市民たちが、それぞれの現場からリレートーク。また野党の法務委員が、審議状況を報告。
- ◇4月15日、日本カトリック難民移住移動者委員会主催のオンラインセミナー、講師：大橋毅弁護士（全国難民弁護団連絡会議・クルド難民弁護団）の話は簡潔に問題点をまとめてくれ、また当事者、支援者からの証言も素晴らしかった。
- ◇4月17日、衆議院の法務委員は、名古屋入管から名古屋地裁に提出されたウィッシュマさんの映像（入管内監視ビデオ）4時間半を見る。
- ◇同日、425人連名の「入管法改正案について、G7議長国として国際人権基準に則った審議を求める研究者声明」が記者会見で発表され、政府に提出。
- ◇4月18日、衆議院法務委員会で改定案の質疑がおこなわれ、ウィッシュマさんの妹二人も傍聴。私たちは国会前でシットイン。
- ◇同日、国連人権理事会のもとに選任されたフェリペ・ゴンサレス・モラレス（移住者の人権に関する特別報告者）／マシュー・ジレット（恣意的拘禁作業部会コミュニケーションに関する副議長）／ナジラ・ガネア（宗教または信条の自由に関する特別報告者）連名の共同書簡が出される。そこでは、2021年の共同書簡と同様に、日本

政府に対して、入管難民法の改定案は「国際人権基準を下回っている」として、詳細に問題点を挙げ、今回の改定案、および現行の入管難民法を「徹底的に見直す」ことを勧告。

- ◇4月19日、衆議院法務委員会で改定案の質疑。私たちは国会前でシットイン。
- ◇4月20日、自民党と日本維新の会は、政府改定案の修正協議に入ることに合意。
- ◇4月21日、衆議院法務委員会で改定案の質疑。私たちは「修正」ではなく「廃案」を求めて国会前シットインを続ける。
- ◇4月25日、衆議院法務委員会で改定案の質疑。私たちは国会前でシットイン。この日は、法案審議打ち切りと採決が予想されたため、埼玉県川口市周辺に住むクルド人グループが、赤ちゃんから老人まで大挙300人以上が駆け付け、小学・中学・高校生の子どもたちが次から次へとマイクを握ってアピールした。この子どもたちのほとんどが「仮放免」であるが、子どもたちの切実な訴えを無視して法案審議が進められていることに、怒りがこみあげてくる。
- ◇4月26日、衆議院法務委員会で改定案の質疑。私たちは大雨の中、国会前でシットイン。
- ◇同日16時30分から参議院議員会館で、これまで全国から寄せられた「入管法改悪に反対する署名」が19万筆を超え、政府・法務省に提出した。電子署名が3万1254筆、そして紙署名15万8790筆の多くが教会関係者であった。感謝！
- ◇4月28日、午後1時から法務委員会が開かれ、約1時間の質疑のあと、委員長の職権で審議打ち切り、強行採決がなされた。自民・公明・維新・国民民主党が賛成し、立憲民主党と共産党はあくまで廃案を求めて反対した。賛成にまわった維新・国民民主党の法務委員のこの間の質問は、いずれも当事者の現実を無視するものであり、かつ、あまりにも不勉強のものであった。
- ◇5月9日、衆議院本会議で政府改定案はごく一部修正されて可決された。

## 日本に住む世界各国・地域にルーツがある仲間のいのちを守るために入管法改悪に反対します

私たちは日本にあるキリスト教、諸宗派、教派、団体のキリスト者です。

私たちは、2023年4月13日衆議本会議におい

て主旨説明がなされた後、衆議院法務委員会において審議されている「出入国管理及び難民認定法」（以下、入管法）の改定案に反対します。

この法案の起点は、在留延長のために難民申請を繰り返す者がいる、送還を忌避する者が治安を乱しているとの偏見にあり、それは差別です。

日本の難民認定率は他国と比しても著しく低く、国連の人権機関から繰り返し強く勧告を受けています。審議中の法案では、難民不認定への異議申し立て、再申請に上限を定め、3回目以上の申請者を送還可能としています。しかし、これまでも3回目以降の申請で難民として認定されたケースがあり、申請に上限を定めることは、難民保護を放棄し、当事者を殺すことにさえつながりかねません。難民認定制度の抜本的改革がなされないままの改定案は廃案とするべきです。

また、入管施設に収容された人々は、劣悪な環境、職員による不当な扱いを受けてきました。死亡事件にまで至っている収容制度とその実態に対し、これにかかわるあらゆる人々が猛省し、原因、事実を全面開示し、当事者とその遺族に誠意を持って謝罪しなければなりません。過去への反省なき新提案は、問題を覆い隠すのみで、改善には至りません。

改定案では、長期収容問題を解決するための監理措置制度や、ウクライナ避難民への補完的保護制度を設けるなどとしていますが、それは難民認定制度そのものを是正することによって全て解決できるのです。

本法案は、2021年に廃案となった改定案とほぼ

重複したものであり、この2年間に十分に当事者の意見を聞き立法手続きをすることがなされないまま、より劣悪な入管制度を構築しようとしています。

これがもし採決されることになれば、尊厳が損なわれ、命の危機に晒される仲間がいます。

私たちは、審議を尽くさないままの強行採決と法案成立を、決して黙認することはできません。

日本の政府と国会は、当事者、支援者たちの声を反映し、国際基準に十分に則した立法に着手すべきです。国籍、人種、ルーツ、性など、各々の異なりで命に格差をつけず、人権が守られ、日本で共に生きることができるようにすることこそが必要です。

「寄留者があなたの土地に共に住んでいるなら、彼を虐げてはならない。あなたたちのもとに寄留する者をあなたたちのうちの土地に生まれた者同様に扱い、自分自身のように愛しなさい。」(レビ記 19 章 33-34a)

私たちは入管法改悪案に反対し、日本に住む世界各国・地域にルーツがある仲間のいのちを守る行動を起こすことを宣言します。

本宣言に賛同するキリスト教会、キリスト教信者は、日本に住む世界各国・地域にルーツがある仲間と共に立ち、座り、食し、そして、命の叫び声に共鳴し共に生きる実践を続けます。

2023年4月27日

マイノリティ宣教センター 運営委員会

#### ＜緊急声明＞

## 私たちは、あきらめない あらためて入管法改定案の廃案を求めます

### 1. 入管法改定案に反対し、衆議院可決に抗議します

入管法改定案が、通常国会に提出され、5月9日、衆議院で可決されました。衆議院採決に抗議し、まもなく開始される参議院において廃案とすることを求めます。

### 2. 人道に反し、一昨年廃案になった入管法改定案

本法案は、政府が2021年の通常国会で廃案になった入管法改定案と、ほぼ同じ内容であり、衆議院で行われた一部修正を経ても、多くの人の命や人権を脅かす、以下の重大な問題を含んでいます。

- ◆低い難民認定率に改善策をとらない一方、難民申請者の送還を可能にし、迫害を受ける恐れがあるのに難民を本国に送り返す。
- ◆送還忌避罪を創設し、帰国できない事情があるため在留を希望する人に刑罰を加える。
- ◆監理措置制度により、在留資格のない外国人の監視を支援者らが引き受けられない限り解放せず、無期限の長期収容制度を存続させる。
- ◆在留特別許可制度の縮小と、問題のある判断要素の法定で、同制度による救済を狭める。

これらの問題点を、国連人権理事会の、移民の人権に関する特別報告者、恣意的拘禁作業部会、宗教または信

条の自由に関する特別報告者らによる日本政府宛共同書簡（4月18日付）も指摘し、法案の見直しを求めました。国際法・政治思想・社会学等の研究者425人も、4月17日付で反対声明を発表しました。衆院法務委員会における可決に対し、多数の新聞社説が批判をし、また私たちが呼びかけ、実施中の反対署名には、5月8日時点で198,557筆という多数が寄せられ、2年前にもまして市民の批判の声が広がっています。

### 3. 審議でも問題点が明らか

衆議院法務委員会の審議でも、2021年3月に名古屋入管に収容されていた女性ウィシュマさんが亡くなった重大な事態について、あたかも再発防止に資する法案であるかのような説明をしていた政府委員も、「監理措置」制度の下でもウィシュマさんが解放されていたかどうか判らないとしか答えられませんでした。

難民の保護についても、3回目の難民認定申請の審査請求で難民認定された例があることが明らかになり、3回目以降の申請者の送還を可能とする法案の危険性があらためて指摘されています。

さらに、入管庁の法案資料「現行入管法の課題」で、2021年4月21日に行われた衆議院法務委員会における参考人となった難民審査参与員の1人が、約2000件について対面で聞き取りをしたと述べた上「難民の認定率が低いというのは、分母である申請者の中に難民がほとんどいないということ、皆様、是非御理解ください。」と発言したことを引用して、難民認定率の低さを正当化していました。しかしながら、2023年4月21日に衆議院法務委員会に参考人として出席した2名の現役難民審査参与員は、いずれも年間処理件数50件程度と述べていました。参与員制度は2005年に施行されました。2021年までの16年間時点で2000件を担当したということは、平均すると年間125件、他の参与員の2.5倍です。あまりに不自然であり、少なくともこのような件数の対面聞き取りによる慎重審査は不可能です。2回目までの難民認定申請がずさんな処理をされているのであれば、送還停止効の制限が難民にとって危険であることが、さらに明らかです。

### 4. 犠牲を繰り返さないために、さらに多くの反対の声を

与野党間でなされる修正協議のように、政治に譲歩は必要なこともありますが、人権が蹂躪されるのを前にして、譲歩の余地があるのでしょうか。人権が侵害されている人たちにとって、さらに侵害しようとする入管庁への譲歩とは何を意味するのでしょうか。人権条約に違反している政府との間で譲歩することは、日本にとって何を意味するのでしょうか。

移民、難民の人たちに対する非人道的な政策はやめさせるべきであり、まして悪化を許すべきではありません。

私たちは、引き続き、入管法改定案の成立に反対します。非人道的な収容による犠牲を繰り返さず、苦境にある難民等の人たちの排除をさせないために、さらに多くの市民の皆さんに、私たちと共に法案に反対してくれるよう呼びかけます。

2023年5月9日

アムネスティ・インターナショナル日本／移住者と連帯する全国ネットワーク／全国難民弁護団連絡会議／  
日本カトリック難民移住移動者委員会／入管問題調査会／  
全件収容主義と闘う弁護士の会 ハマースミスの誓い／ヒューマンライツ・ナウ

衆議院で可決された政府案は、ごく一部だけ修正されたとはいえ、次のような欠陥がある。

**その1◆ 認定率1%以下という現在の難民認定制度を改善する条文が、全くない――。**

難民認定数（認定率）の国際比較

	2019年	2020年		2021年
	認定数（認定率）	認定数（認定率）	人口1000人あたりの 難民数	認定数（認定率）
ドイツ	53,973人（25.9%）	63,456人（41.7%）	14.45人	38,918人（25.9%）
カナダ	27,168人（55.7%）	19,596人（55.2%）	2.9人	33,801人（62.1%）
フランス	30,051人（18.5%）	18,868人（14.6%）	6.68人	32,571人（17.5%）
米国	44,614人（29.6%）	18,177人（25.7%）	1.03人	20,590人（32.2%）
英国	16,516人（46.2%）	9,108人（47.6%）	1.95人	13,703人（63.4%）
日本	44人（0.4%）	47人（0.5%）	0.01人	74人（0.7%）

したがって日本は、「G 7」諸外国のなかで最低の難民認定制度を、今後とも維持することになる。

**その2◆** 本国に送還されれば迫害を受ける難民申請者に対して、3回目以降の難民申請を認めず強制送還できるようにする——。これは、明らかに難民条約に違反する。

**その3◆** 難民申請が認められなかった外国人や、日本で結婚し子どもが生まれ日本に生活基盤があるオーバーステイの外国人は、退去強制命令が出ても、「帰りたくても帰れない」。そのような人びと約4000人に対して、無期限の収容を強いるだけでなく、さらに刑事罰を設けることによって「帰国を間接的に」（実質的に）強制する——。これは、「超過滞在」という行政法に違反した者を「刑法犯」に仕立て上げ、いわば「犯罪者」を量産することによって、「外国人＝犯罪人」とする偏見と差別を助長する、悪意に満ちた立法である。

**その4◆** その対象者には、日本で生まれ日本の学校に通う「仮放免中」の子どもたち約200人も含まれる——。日本はそうしてまで「極悪非道のクニ」になりたいのか、と問わざるを得ない。

**その5◆** 送還を拒否する難民申請者やオーバーステイの外国人に対して、全件収容主義を維持し、収容するかどうかの司法チェックをしない。収容、仮放免、新設の監理措置の判断は、入管庁役人の自由裁量にすべて任せたまにする。つまり、ウィシュマさんを死に追いやった入管収容制度は何一つ改善されない。これもまた、自由権規約および拷問禁止条約に明らかに違反する。

**その6◆** このように、政府の入管難民法の改定案は、日本が加盟している国際人権諸条約に違反するばかりか、第二次世界大戦後、国際人権機関と諸外国が営々と積み上げられてきた国際人権基準を破壊する改悪案である。私たちは、あくまで「廃案」を求めらる。

## 難民・移民キリスト者フォーラム 2023

日本で暮らす外国人はすでに300万人を超えました。日本にある諸教会は、カトリック教会をはじめ多くの外国人信徒・教職者を迎えて、多民族・多文化の信仰共同体を形成しつつある途上と言えます。

しかし、その一方では、「永住者」「定住者」「日本人の配偶者等」「留学」「技能実習」などの在留資格をもつ外国人に対する徹底した在留管理体制のもと、在留資格取り消し制度が強化されています。また、難民認定率1%以下という劣悪な認定制度のもと、難民認定不許可⇒在留資格取り消し・退去強制命令⇒全件収容⇒仮放免（ただし就業禁止・生活支援なし・健康保険なし）という極限生活を強いられている外国人が4000人にもなります。

こうした外国人政策に反対し、多民族・多文化共生社会をめざす取り組みが、各地の教会やキリスト者によっておこなわれてきました。ときには孤立しながらも取り組みを続けてきた仲間たちが集い、難民・移民の人権獲得と共生を、宣教課題としてどのように個教会・キリスト者に広げるか、そして日本社会に訴えていくのか、共に考えます。

◇日 時：2023年6月9日（金）午後6時～8時

◇会 場：日本基督教団 広島流川教会（広島市中区上幟町8-30）2階ソシアルホール／対面

\*車でお越しの方は近隣のコインパーキングを利用してください。

1. 礼拝 メッセージ：金 性 済さん（NCC 総幹事）
2. 報告「2023年改悪入管難民法と私たちの課題」（外キ協事務局）
3. 各団体・各地からの報告と分かち合い

◇呼びかけ：外キ協／難民・移住労働者問題キリスト教連絡会／マイノリティ宣教センター

◇協 力：外国人住民との共生を実現する広島キリスト者連絡協議会（広島外キ連）

◇参加申込：二日前（6月7日）までに、[raik.kccj@gmail.com](mailto:raik.kccj@gmail.com)（外キ協事務局）へ